

## 覚意相伝の声明資料について

研究生 新井 弘賢

筆者の研究主題は南山進流の成立過程についての研究である。そして、研究の目的は南山進流の声明譜の系統的な伝承過程の解明である。この南山進流は、一二三五年頃、中川の大進上人流れが高野山に移され成立した真言声明の一派である。南山進流の声明譜で現在残っているのは、覚意（一二三七、一二九三以後）の翻譜以降に「覚意の五音博士」で記譜されたものだけであり、大進上人流流入以前の高野山の声明譜、覚意の翻譜以前の從來の南山進流の声明譜については不明である。そして、覚意の相伝した声明譜の研究は、「秘譜」に限られており、覚意相伝の「声明集」、「魚山薑芥集」に所収されている曲目の研究も俟たれている。したがつて、その曲目の覚意相伝の資料の特定が現在必須である。

以上のことを踏まえ、今回の発表では新たに、覚意相伝の可能性のある「声明集」、「魚山薑芥集」の声明譜、さらには覚意相伝の可能性のある口訣類を提示し、それらを覚意相伝のものであると特定することを目指した。

この特定のために、数ある資料の中から或るものを見意相伝の資料とみなすための基準を定めた。声明譜の基準は、覚意の考案した五音博士で記譜されており、なおかつ本奥書に覚意が相伝したこと示す記述がある場合、もしくは

覚意の相伝を示す直接的な記述がないとしても、その資料が「覚意の五音博士」で記譜されており、なおかつその書写者が覚意から直接的に声明譜を数多く相伝している場合のどちらかと定めた。後者について補足すると、覚意から数多くの声明譜を相伝している人物が「覚意の五音博士」の声明譜を書写している場合、その資料が覚意を経由していないということはまず考えられない。口訣類の基準は、本奥書に覚意が相伝したことを示す記述がある場合、もしくは覚意の相伝を示す直接的な記述がないとしても、その口決が内容的に覚意の文言に帰せられる場合のどちらかと定めた。

そして、今回新たに、「覚意五音博士四箇法要金沢文庫本（覚意四箇本）」と「声明集断簡」と「覚意五音博士声明集金沢文庫本（覚意声明集）」の声明譜三点と、真言声明の口訣集の「声実抄」に収録されている「覺云」で始まる一群の口訣類を覚意相伝の声明資料と定めた。「覚意四箇本」は、第一に、「覚意の五音博士」で記譜されているため、第二に覚意から直接的に数多くの声明譜を相伝している釤阿（一二六一～一三三八）によって、そのほとんどの個所が書写されているため覚意相伝の声明資料であると判定した。「声明集断簡」は、第一に、「覚意の五音博士」で記譜されているため、第二に筆跡から釤阿によつて書写されていることが分かるため覚意相伝の声明資料であると判定した。「覚意声明集」は、第一に、「覚意の五音博士」で

記譜されているため、第二に「声明集断簡」と伝本の関係にあるため覚意相伝の声明資料であると特定した。そして、「声実抄」の「覚云」は覚意の文言に帰せられることを「覚云」で始まる口訣の或る一つについてその内容を分析することによって明らかとした。この覚意の口訣の特定によつて覚意についての研究の新たな地平が開かれたといえる。そこで今回は、「声実抄」の中から「覚云」を全て抽出し、覚意の口訣として二十五個の文言を列挙した。今回は列挙するに留まつたが、今後一つ一つの口訣について詳細な分析を加えていき、それらの情報を総合することによつて覚意の声明史における位置付けを確定する予定である。